官　報

平成23年2月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、%）

項　目	2　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	6,864	−4,838	7,123
（対前年同月比）	（−3.6）	（—）	（927.6）
貿易収支	7,233	−3,945	7,853
（対前年同月比）	（−7.9）	（—）	（298.8）
輸出	53,506	47,562	48,783
（対前年同月比）	（9.7）	（2.9）	（47.7）
輸入	46,273	51,506	40,930
（対前年同月比）	（13.1）	（15.6）	（31.8）
サービス収支	−369	−893	−730
所得収支	11,379	10,137	9,619
経常移転収支	−1,832	−680	−809
経常収支	16,410	4,619	15,933
（対前年同月比）	（3.0）	（−47.6）	（40.4）
投資収支	−9,655	−16,739	−15,185
直接投資	−5,978	−2,637	−11,248
証券投資	6,946	77,900	−12,970
（証券貸借取引を除く）	（18,169）	（61,273）	（−2,300）
金融派生商品	−2,087	500	1,131
その他投資	−8,537	−92,503	7,903
（証券貸借取引を除く）	（−19,777）	（−75,875）	（−2,767）
その他資本収支	−458	−191	−235
資本収支	−10,113	−16,930	−15,420
外貨準備増（−）減	631	3,625	−297
誤差脱漏	−6,927	8,686	−216

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

平成22年10～12月中国際収支状況（確報）

財　務　省

（単位：億円、%）

項　目	10　月	11　月	12　月	10 ～ 12 月
貿易・サービス収支	6,463	1,904	6,883	15,250
（対前年同月〈期〉比）	（5.7）	（−56.8）	（33.4）	（−2.7）
貿易収支	9,036	2,562	7,635	19,234
（対前年同月〈期〉比）	（−3.6）	（−47.3）	（22.4）	（−6.1）
輸出	54,127	51,483	58,518	164,128
（対前年同月〈期〉比）	（8.8）	（9.4）	（14.0）	（10.8）
輸入	45,090	48,921	50,884	144,895
（対前年同月〈期〉比）	（11.7）	（15.9）	（12.9）	（13.5）
サービス収支	−2,574	−658	−752	−3,984
所得収支	9,323	8,264	5,854	23,441
経常移転収支	−837	−614	−759	−2,209
経常収支	14,949	9,554	11,979	36,482
（対前年同月〈期〉比）	（7.2）	（−13.1）	（30.8）	（7.0）
投資収支	−5,523	−2,300	−1,576	−9,399
直接投資	−8,469	−4,862	−10,060	−23,391
証券投資	37,549	11,848	−45,047	4,350
（証券貸借取引を除く）	（−9,264）	（9,736）	（−15,594）	（−15,122）
金融派生商品	3,074	2,108	−628	4,554
その他投資	−37,677	−11,395	54,159	5,088
（証券貸借取引を除く）	（9,139）	（−9,285）	（24,701）	（24,555）
その他資本収支	−273	−313	−207	−794
資本収支	−5,796	−2,613	−1,783	−10,192
外貨準備増（−）減	−2,669	−2,552	−341	−5,563
誤差脱漏	−6,484	−4,388	−9,854	−20,727

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公　告

裁判所

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年４月22日から１か月の司法書士業務の停止処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成23年４月20日

新潟地方法務局長　松田　昇

記

氏名　守田　貴雄

所属する司法書士会　新潟県司法書士会

登録番号　新潟第394号

事務所の所在地　新潟市中央区医学町通１番町67番地１

違反行為　品位保持義務違反等

鉱業法第189条の規定による公告

経済産業省公告第９号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、却下の通知を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所及び区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

記

(1)　出願地　兵庫県美方郡香美町　出願人　京都府京丹後市峰山町新治433番地　北村　實

(2)　出願地　大阪府阪南市外１町　出願人　大阪府大阪市浪速区塩草３丁目12番15号　株式会社カーリング

(3)　出願地　和歌山県伊都郡かつらぎ町　出願人　奈良県生駒市緑ヶ丘1427番地　福井　悦二

(4)　出願地　奈良県宇陀市外１市　出願人　東京都練馬区氷川台４丁目46番22号　森岡　康郎

(5)　出願地　奈良県宇陀市　出願人　東京都練馬区氷川台４丁目46番22号　森岡　康郎

平成23年４月20日　　近畿経済産業局長